（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（建築士法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「新法」を「建築士法」に、「第十四条第三号」を「第十四条第四号」に、「第十五条第二号」を「第十五条第三号」に改め、同条第七項中「新法」を「建築士法」に改め、「第四条第二項第四号に規定する」の下に「二級建築士としての」を加え、「第十五条第三号」を「第十五条第四号」に改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第五条）
第三章　エネルギー消費性能の向上に係る措置
　第一節　総則（第六条―第九条）
　第二節　建築主の基準適合義務等（第十条―第二十条）
　第三節　分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置（第二十一条―第二十三条）
　第四節　請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置（第二十四条―第二十六条）
　第五節　販売事業者等による建築物の販売等に係る措置（第二十七条・第二十八条）
　第六節　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十九条―第三十五条）
第四章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等
　第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十六条―第五十二条）
　第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第五十三条―第五十九条）
第五章　建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十条―第六十四条）
第六章　建築物通算炭素排出量評価に係る措置等
　第一節　総則（第六十四条の二・第六十四条の三）
　第二節　建築物通算炭素排出量評価指針（第六十四条の四）
　第三節　建築主に係る措置（第六十四条の五―第六十四条の八）
　第四節　建築材料等製造等事業者に係る措置（第六十四条の九）
第七章　建築物環境性能の認証（第六十四条の十―第六十四条の十二）
第八章　登録建築物環境性能認証機関（第六十四条の十三―第六十四条の十八）
第九章　雑則（第六十四条の十九―第六十八条）
第十章　罰則（第六十九条―第七十六条）

附則

第一条中「増加している」を「増加し、かつ、建築物が建築生産等の各段階において環境に負荷を与える側面がある」に、「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）」を「脱炭素化の促進」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等を」を「建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、及び建築物通算炭素排出量評価その他の措置を講ずることにより、建築物の脱炭素化の促進を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。次条第一項第五号において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）の促進の取組は、自然災害による被害の発生の防止又は軽減その他の建築物の安全性、健康の増進その他の建築物の快適性その他の建築物に必要な性能を確保するとともに、建築物の取得又は賃借に当たっての国民の負担能力を考慮しつつ、長期にわたり良好な状態で使用することができる建築物の確保が図られ、かつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として行われなければならない。

2　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組は、建築物の建築が多様な主体により担われていることに鑑み、建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）、建築物の設計又は施工を行う事業者、建築物の所有者、管理者、占有者又は利用者、建築材料等製造等事業者（建築材料又は建築設備（以下「建築材料等」という。）の製造、加工又は輸入（以下「製造等」という。）を行う事業者をいう。以下同じ。）その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨として行われなければならない。

3　建築物の脱炭素化の促進のため、その設計及び施工に当たっては、建築物の建築が限りある資源を活用して行うものであるとともに、その解体に伴い多量の廃棄物が生ずるものであることに鑑み、建築物の解体により生じた廃棄物又は建築物に関する工事に伴い副次的に得られた物品の全部又は一部を部品又は原材料の一部として利用した建築材料等の利用その他の環境への負荷の低減が図られるよう配慮しなければならない。

第二条第一項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第七号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　建築物通算炭素排出量　建築生産等（建築物に使用され、又は設置される建築材料等の製造等並びに当該建築物の建築、修繕、模様替、使用、維持保全及び解体（その解体により生ずる廃棄物の廃棄を含む。）をいう。）の各段階において排出される炭素量（温室効果ガスその他これに類するものとして国土交通省令で定める物質の量を二酸化炭素に換算した量をいう。第六十四条の二第四項において同じ。）を通算した量をいう。

六　建築物通算炭素排出量評価　建築物通算炭素排出量を算定し、当該算定に係る建築物の環境への負荷について評価することをいう。